

衆議院議長・参議院議長

子どもの歯科矯正に保険適用の拡充を求める請願署名

次世代を担う子どもたちが、健やかで心豊かに成長するために心身の健康を保つことは、すべての保護者や大人たちの願いです。

子どもの歯や口腔の健康な状態を保持すること、発育期における適切な歯科矯正は、顔の骨格や身体の健康を良好な状態にするだけでなく、精神的な安定や生活習慣の改善にも効果があると言えます。また、咀嚼や口腔機能を維持回復させることは、QOL（生活の質）の向上につながり、医療費の抑制にも寄与することが「8020運動」等によって実証されています。

これまでに歯科矯正治療に係る療養の給付の対象は、その範囲の拡大や見直しがおこなわれ、現在、53の疾患が保険適用とされている状況にあります。しかし、特定の疾患に該当しない場合が多く、保険適用外の治療のため、その費用の負担が高額なことから治療に踏み切れないケースも少なくない状況です。

子どもの歯並びについては、学校健診の必要治療項目にも入れられていることが多く、その中で、勧告を受けても経済的に困窮しているひとり親世帯や低所得世帯においては、保険適用に該当しない場合、矯正治療を断念しているのが現状であり、ゆくゆく、これらが原因となり将来の職業選択にも影響が出てくることが分かつてきました。

このような状況をふまえ、子育て支援の観点からも、子どもたちの適正な歯科矯正治療を可能にするため、保険適用に至らないケースにおいても、さらなる適用基準の見直し及び拡充を求めて、以下の項目を請願します。

【請願項目】

- ・子どもの歯科矯正に保険を適用して下さい

| お名前 | ご住所 |
|-----|-----|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

※この署名は、国会請願以外の目的に使用しません

(取り扱い団体)

保険適用拡大を願う会

〒400-0862 山梨県甲府市朝氣1-3-26 (山梨県保険医協会内)
TEL 055-227-5434 FAX 055-227-5435

子どもの歯科矯正を保険適用に！

歯並びには様々あり、歯科矯正治療が必要な場合があります。（下記参照）

＜様々な歯並び＞



学校健診で「受診が必要」と言われても、現在、歯科矯正治療の保険適用範囲はごく狭い範囲に限られており、通常は自費治療となっています。そのため、健全な発達のために必要な歯科矯正治療ができない子どもたちがいます。

歯科矯正の治療方法は様々ですが、矯正装置を用いた歯科矯正にかかる費用の一例を紹介します。

| | |
|------------|----------------------------|
| 相談料 | 3,500 円 |
| 精密検査料 | 55,000 円 |
| 矯正費用（装置含む） | 300,000 円～700,000 円（症例による） |
| 診療毎の処置料 | 5000 円～10000 円 |
| 抜歯料金 | 別途 |

上記のように、約 50 万円～100 万円の費用負担が発生します。（この金額は例示であり、医療機関によって費用負担額に差が生じます。）

一方で、諸外国に目を向けると下記のように歯科矯正治療の保険適用があります。

| | |
|------|---------------|
| ドイツ | 18歳までは保険治療が可能 |
| イギリス | 18歳までは保険治療が可能 |
| フランス | 16歳までは保険治療が可能 |

私たちは、日本においても子どもの歯科矯正治療が保険適用となるべく、署名を集めています。

裏面の署名へのご協力をよろしくお願ひいたします。